

## 教育課題校検討委員会 設置要綱

### (設 置)

第1 指導に当たって課題を有する生徒を、都立高校でどのように受け入れ、指導を行なっていくべきかについて検討するため、教育課題校検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その成果を東京都教育委員会教育長に報告する。

- (1) 課題を有する生徒を受け入れる学校の設置のあり方に関する事
- (2) 課題を有する生徒を受け入れる学校における指導のあり方について
- (3) 課題を有する生徒を受け入れる学校における入学選抜のあり方について
- (4) その他検討を要すること

### (構 成)

第3 委員会は、教育庁関係者及び都立高等学校長をもって構成し、委員長及び副委員長を置く。

2 構成員は別紙のとおりとする。

### (設置期間)

第4 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から平成14年3月31日までとする。

### (庶 務)

第5 委員会の庶務は、教育庁学務部都立高校改革推進担当が担当する。

### (その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。